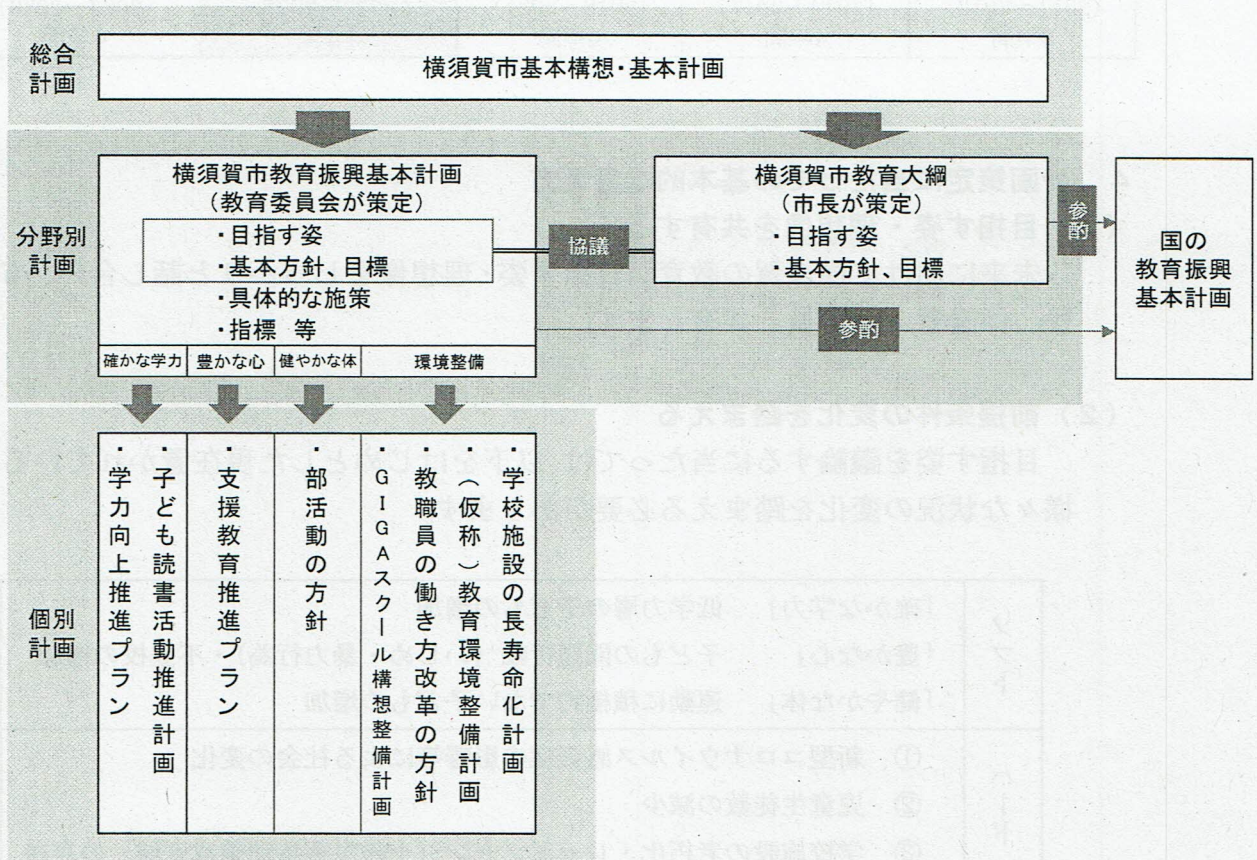


◎ 横須賀市教育振興基本計画策定方針について

1 策定の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の実情に応じ、本市における教育の振興のための基本的な計画を定めることにより、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付け



- ・横須賀市教育振興基本計画は、横須賀市基本構想・基本計画に基づく分野別計画とします。
- ・教育振興基本計画の中の目指す姿や基本方針、目標となる部分を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第1条の3に基づく「大綱」として位置付けることについて、市長と協議します。
- ・教育振興基本計画及び大綱の策定に当たっては、教育基本法第17条第2項及び地教行法第1条の3第1項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌します。
- ・関連する個別計画は、教育振興基本計画に基づくものとして別途策定します。

3 計画期間

教育振興基本計画（第2次）は、令和4年度から令和11年度までの8年間で計画期間とします。なお、基本計画に基づく実施計画は、前期実施計画（4年間）と後期実施計画（4年間）に分けて策定します。

横須賀市教育振興基本計画(第1次) H23～R3(2011～2021)・11年間			横須賀市教育振興基本計画(第2次) R4～R11(2022～2029)・8年間	
第1期実施計画 H23～H25 (2011～2013) 3年間	第2期実施計画 H26～H29 (2014～2017) 4年間	第3期実施計画 H30～R3 (2018～2021) 4年間	前期実施計画 R4～R7 (2022～2025) 4年間	後期実施計画 R8～R11 (2026～2029) 4年間

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 目指す姿・理想像を共有する

未来に向けて横須賀の教育が目指す姿・理想像をしっかりと話し合い、市民、保護者、教職員と共有します。

(2) 前提条件の変化を踏まえる

目指す姿を議論するに当たっては、以下をはじめとした現在置かれている様々な状況の変化を踏まえる必要があります。

ソフト	「確かな学力」 低学力層の子どもの増加 「豊かな心」 子どもの問題行動（いじめ・暴力行為）・不登校の増加 「健やかな体」 運動に積極的でない子どもの増加
ハード	① 新型コロナウイルス感染症の影響等による社会の変化 ② 児童生徒数の減少 ③ 学校施設の老朽化・レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）の存在

このような困難な状況の中でも、後ろ向き・縮小といった思考に陥ることなく、目指す姿の実現に向け、必要なことに取り組んでいくための方向性を示す計画とします。

(3) 留意すべき視点

- ① SDGs（「持続可能な開発目標」として2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標）との関係性を意識した教育活動の展開
- ② 客観的な根拠を重視した教育政策の推進（PDCAサイクルの確立）

5 計画の構成

<p>1 本市をめぐる現状と課題(前提条件の変化)</p> <p>(1)ソフト面の課題</p> <p>「確かな学力」 低学力層の子どもの増加</p> <p>「豊かな心」 子どもの問題行動(いじめ・暴力行為)・不登校の増加</p> <p>「健やかな体」 運動に積極的でない子どもの増加</p> <p>(2)ハード面の課題</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響等による社会の変化</p> <p>② 児童生徒数の減少</p> <p>③ 学校施設の老朽化・レッドゾーンの存在 等</p>	(現状分析)																													
<p>2 2030年に向けて横須賀が目指す子ども像・目指す教育の姿</p> <p>目指す子ども像</p> <p>「人間性豊かな子ども」</p> <p>目指す子どもの教育の姿</p> <p>「学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすとともに、信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てている」</p>	※ 目指す姿・目標の記載内容は、 現行のもの ⇒ 計画策定検討委員会等で議論																													
<p>3 目指す姿の実現に向けた基本的な方針・目標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">○学校教育編 「生きる力」の育成</td> <td style="width: 50%;">○社会教育編 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会」の実現</td> </tr> <tr> <td>目標1 子どもの学びを豊かにします</td> <td>目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります</td> </tr> <tr> <td>目標2 子どもの健やかな体を育成します</td> <td>目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します</td> </tr> <tr> <td>目標3 学校の組織力や教職員の力を高めます</td> <td>目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります</td> </tr> <tr> <td>目標4 学校・家庭・地域の連携を深めます</td> <td>目標4 文化遺産の保存と活用を推進します</td> </tr> <tr> <td>目標5 教育環境を整備し、充実させます</td> <td>目標5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます</td> </tr> <tr> <td></td> <td>目標6 社会教育施設相互の連携を図ります</td> </tr> </table>	○学校教育編 「生きる力」の育成	○社会教育編 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会」の実現	目標1 子どもの学びを豊かにします	目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります	目標2 子どもの健やかな体を育成します	目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します	目標3 学校の組織力や教職員の力を高めます	目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります	目標4 学校・家庭・地域の連携を深めます	目標4 文化遺産の保存と活用を推進します	目標5 教育環境を整備し、充実させます	目標5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます		目標6 社会教育施設相互の連携を図ります	基本計画・大綱(目指す姿・基本的な方針・目標)															
○学校教育編 「生きる力」の育成	○社会教育編 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会」の実現																													
目標1 子どもの学びを豊かにします	目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります																													
目標2 子どもの健やかな体を育成します	目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します																													
目標3 学校の組織力や教職員の力を高めます	目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります																													
目標4 学校・家庭・地域の連携を深めます	目標4 文化遺産の保存と活用を推進します																													
目標5 教育環境を整備し、充実させます	目標5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます																													
	目標6 社会教育施設相互の連携を図ります																													
<p>4 方針・目標に基づく指標・施策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">方針</th> <th style="width: 15%;">⇒</th> <th style="width: 15%;">目標</th> <th style="width: 15%;">⇒</th> <th style="width: 15%;">指標</th> <th style="width: 15%;">⇒</th> <th style="width: 15%;">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 …</td> <td>⇒</td> <td>(1) …</td> <td>⇒</td> <td rowspan="2">・〇〇の割合の改善 ・〇〇のレベルを維持</td> <td>⇒</td> <td>① …</td> </tr> <tr> <td>⇒</td> <td>(2) …</td> <td>⇒</td> <td>② …</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 …</td> <td>⇒</td> <td>(1) …</td> <td>⇒</td> <td rowspan="2">・〇〇の割合の改善</td> <td>⇒</td> <td>① …</td> </tr> <tr> <td>⇒</td> <td>(2) …</td> <td>⇒</td> <td>② …</td> </tr> </tbody> </table>	方針	⇒	目標	⇒	指標	⇒	施策	1 …	⇒	(1) …	⇒	・〇〇の割合の改善 ・〇〇のレベルを維持	⇒	① …	⇒	(2) …	⇒	② …	2 …	⇒	(1) …	⇒	・〇〇の割合の改善	⇒	① …	⇒	(2) …	⇒	② …	実施計画 ※4年間
方針	⇒	目標	⇒	指標	⇒	施策																								
1 …	⇒	(1) …	⇒	・〇〇の割合の改善 ・〇〇のレベルを維持	⇒	① …																								
	⇒	(2) …	⇒		② …																									
2 …	⇒	(1) …	⇒	・〇〇の割合の改善	⇒	① …																								
	⇒	(2) …	⇒		② …																									

6 検討体制

(1) 教育振興基本計画策定検討委員会

市民、学識経験者、社会教育委員、保護者、校長、教員を委員とする検討委員会を設置し、目指す姿や基本方針、目標等に対し広く意見を聴取します。

(2) 作業部会

学識経験者、保護者、校長による作業部会を設置し、検討委員会で協議する内容を下案の段階から事務局と協議し、議論の充実・効率化を図ります。

(3) 市内プロジェクト会議

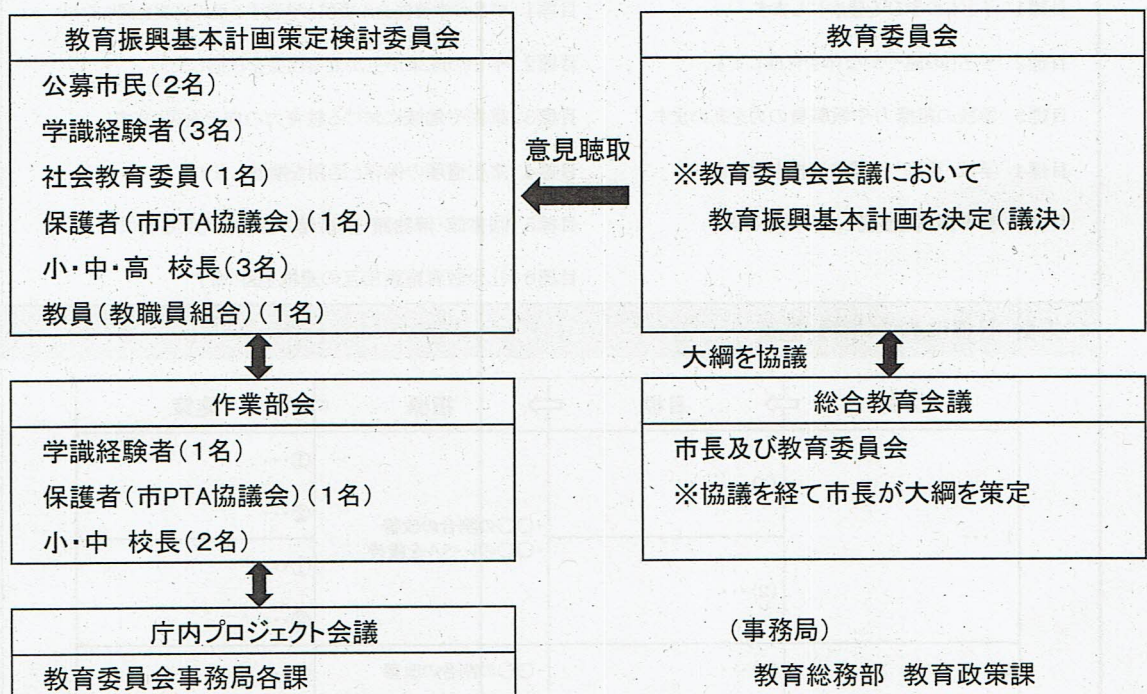
教育委員会内の横断的な組織として、各課職員を構成員とするプロジェクト会議を設置し、計画策定に係る課題抽出、具体施策の検討等を行います。

(4) 総合教育会議

市長・教育委員会で構成する総合教育会議において、大綱（目指す姿・基本的な方針・目標）について協議します。（協議を経て、市長が大綱を策定）

(5) 教育委員会（教育委員会会議）

検討委員会から聴取した意見、総合教育会議の協議内容等を踏まえ、教育委員会会議において教育振興基本計画を決定します。



7 策定スケジュール

年度	時期	内容
令和2年度	11月	教育アンケートの実施（市民・保護者・教員・児童生徒を対象）
	1月	総合教育会議で横須賀の教育の未来像について協議
	3月	関係団体ヒアリングの実施
令和3年度	4月	策定方針決定
	5月	第1回検討委員会（策定方針の確認、現状と課題の把握） 教育フォーラムの開催
	6月	市議会6月定例議会教育福祉常任委員会一般報告 第2回検討委員会（目指す姿、基本方針、目標を検討）
	7月	教育委員による点検・評価の実施
	8月	第3回検討委員会（目指す姿、基本方針、目標を検討）
	9月	第4回検討委員会（計画素案に対する意見まとめ、指標・施策検討）
	10月	
	11月	
	12月	市議会12月定例議会教育福祉常任委員会一般報告 パブリック・コメント素案公表（意見募集開始）
	1月	パブリック・コメント意見募集終了 第5回検討委員会（パブコメ意見に対する考え方・計画修正検討） 総合教育会議で大綱について協議・策定
	2月	教育委員会2月定例会で計画決定
	3月	市議会3月定例議会に予算議案説明資料として計画提出 市民に公表

8 計画の推進体制（進行管理）

（1）教育委員会点検・評価

教育振興基本計画・実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況等については、地教行法第26条第1項に基づき、教育委員会において毎年点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表します。

点検・評価を行うに当たっては、客観性を確保するため、外部の学識経験者から意見を聴取します。（地教行法第26条第2項）

なお、報告書の作成段階から教育委員の意見を反映させるため、特に課題となる事業等について教育委員による点検・評価（意見交換）を会議形式により実施します。

※客観的な根拠を重視した教育政策の推進（PDCAサイクルの確立）

教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く市民に伝え、理解を得る上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めます。

（2）実施計画の見直し

教育振興基本計画に基づく実施計画（指標・施策・事業等）は、計画期間を前期と後期に分け、4年間で見直します。

前期実施計画：令和4年度～令和7年度（2022年度～2025年度）

後期実施計画：令和8年度～令和11年度（2026年度～2029年度）

【参考】

○教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(3項以下略)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(各号略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

(3項以下略)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。